

社会福祉法人南台五光福祉協会

失効年次有給休暇に係る買い取り制度について（内規）

（目的）

第1条 この内規は、社会福祉法人南台五光福祉協会 就業規則第36条及び準職員等の取り扱いに関する規程第24条により付与される年次有給休暇のうち、権利発生後2年間取得しなかったために、時効により失効した年次有給休暇相当日数を買い取ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この内規の対象となる者は、特別職の職員を含む正職員及び準職員（以下「職員」という。）とする。

（内規の趣旨）

第3条 この内規は、やむを得ず未取得となった年次有給休暇を買い取ることにより、職員間の年次有給休暇取得状況の不均衡是正を趣旨とする。

（買い取り金額等）

第4条 失効する年次有給休暇1日当たりの買い取り金額は、一律10,000円とする。

2 失効する年次有給休暇日数が確定した後、当該失効日数に前項に記載の買い取り金額を乗じて得た額を、一時金として支払うものとする。

3 買い取りする年次有給休暇は1日単位とし、1日未満については切り捨てるものとする。

（その他）

第5条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この内規は、令和 6年10月 1日から施行する。